

議案第16号

米原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例について
米原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定することについて議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）の一部改正に伴い、申請等および処分通知等の手続において、他の法令でフロッピーディスク等の記録媒体を提出することが規定されている場合でもオンラインによる手続が可能となったため、この案を提出するものである。

米原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

米原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和3年米原市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「次に」を「次の各号に」に、「第3条から前条までの」を「当該各号に定める」に改め、同条第1号中「定めるもの」の次に「第3条から前条までの規定」を加え、同条第2号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等および処分通知等のうち当該申請等または処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「規定されているもの」の次に「(第3条第1項または第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。)

第3条および第4条の規定」を加え、同条に次の1号を加える。

- (3) 縦覧等および作成等のうち当該縦覧等または作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項または前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条および前条の規定

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

米原市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(適用除外)</p> <p>第7条 <u>次の各号に掲げる手続等については、当該各号に定める規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの</u> <u>第3条から前条までの規定</u></p> <p>(2) <u>申請等および処分通知等のうち当該申請等または処分通知等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項または第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）</u> <u>第3条および第4条の規定</u></p> <p>(3) <u>縦覧等および作成等のうち当該縦覧等または作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項</u></p>	<p>(適用除外)</p> <p>第7条 <u>次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの</u></p> <p>(2) <u>手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この条例の適用除外となる手続の範囲を各号に定めることによる改正 ・この条例の適用除外となる手続の範囲を現行どおりとする改正 ・手続等のうち、申請等および処分通知等については、他の条例等でフロッピーディスク等の記録媒体により提出することとされている手続については、オンラインによるものを可能とする。 ・手続等のうち、縦覧等および作成等の手続については、現行どおり他の条例等で手続が定められて

<p>または前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) 第5条および前条の規定</p>		<p>いる場合は、この条例の適用除外とする規定の追加</p>
---	--	--------------------------------